

## 千代田区地域公共交通会議設置要綱

制定平成19年9月26日

## (目的)

第1条 千代田区地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

## (協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域の实情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 地域福祉タクシー「風ぐるま（乗合事業）」の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

## (交通会議の委員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- |   |    |
|---|----|
| (1) 千代田区長又はその指名する者                                | 1名 |
| (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者                   | 1名 |
| (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者                   | 2名 |
| (4) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者              | 1名 |
| (5) 住民又は利用者の代表                                    | 2名 |
| (6) 国土交通省関東運輸局東京運輸支局長又はその指名する者                    | 1名 |
| (7) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者 | 1名 |
| (8) 一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者 | 1名 |

## (交通会議の運営)

第4条 交通会議に会長を置き、千代田区職員をもってあてる。

- 2 会長は、交通会議を代表し会務を総括する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 委員は、会議への出席及び議決権の行使を、他の委員又は前条各号に定める当該委員と同等の資格を有する者に委任することができる。
- 5 交通会議の議決は、出席した委員（委任状により議決権を行使する者を含む。）の多数決による。可否同数のときは、会長が決する。
- 6 会長は、必要と認めるときは委員以外の者に対して交通会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 7 交通会議は原則として公開とする。
- 8 交通会議の庶務は千代田区保健福祉部福祉総務課において処理する。

- 9 地域公共交通に関する相談、苦情等に対応するため、以下のとおり連絡・通報窓口を定める。

千代田区地域公共交通に係るご相談又は通報窓口  
千代田区保健福祉部福祉総務課福祉総務係  
連絡先：TEL 03-5211-4209  
：FAX 03-3239-8606

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。